

第7期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

平成30年度からの介護保険料が変わります

高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度に関する総合的な計画として、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度）」を策定しました。

- 1 介護予防と健康づくりの推進
- 2 生活支援サービスの充実
- 3 総合的な認知症施策の推進
- 4 在宅医療と介護の連携強化
- 5 生きがいづくりと社会参加の促進
- 6 住み続けるための社会資源の整備
- 7 介護保険制度の円滑な実施

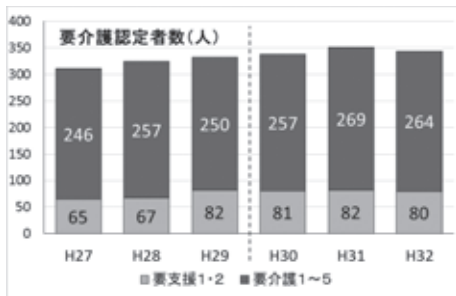
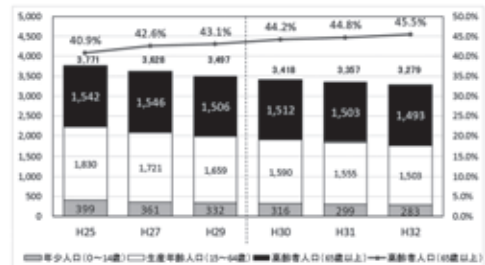
◆基本的な考えかたと基本目標

『生きがいと安心・ふれあいのまち わっさむ』を基本理念として、地域による支え合いや介護保険等の各種サービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、7つの基本目標を掲げ、各種事業を実施していきます。

◆人口の将来推計

本町の総人口は、減少傾向にあり、平成32年には3,279人になると推計されます。

高齢者（65歳以上）人口は、平成27年をピークに減少しており、平成32年には1,493人に、高齢化率は増加を続け、平成32年には45.5%になると推計されます。



◆介護が必要な人の将来推計

要介護（要支援）認定者の9割超を占める75歳以上の方の増加で、平成31年にピークを迎えると推測されます。

◆介護サービスにかかる費用の見込み

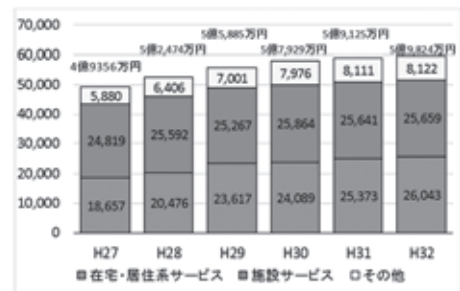
- 生活支援サービスが充実した住まい（介護付有料老人ホームなど）に移り住む方の増加
⇒ 食費・居住費の軽減負担や訪問介護サービスが増加しています。
※町外の特定施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）にお住まいになっても、和寒町の被保険者のままで、かかる費用は和寒町が負担します。（住所地特例）
- サービス利用者（要介護認定者）数の増加
- 介護報酬単価の引き上げ（0.54%）
- 介護職場の人材不足による処遇改善
- 消費税率見直しによる影響



上記の要因により、介護サービス費用は増加し、第7期計画の3年間で約17億7千万円（第6期計画対比：5.7%増）が必要と見込まれます。

一方、第1号被保険者数は、第6期計画から2.8%減少すると推計されます。

この推計を基に、第1号被保険者の介護保険料を計算した結果、基準月額が600円増額することになりました。



保険料基準月額

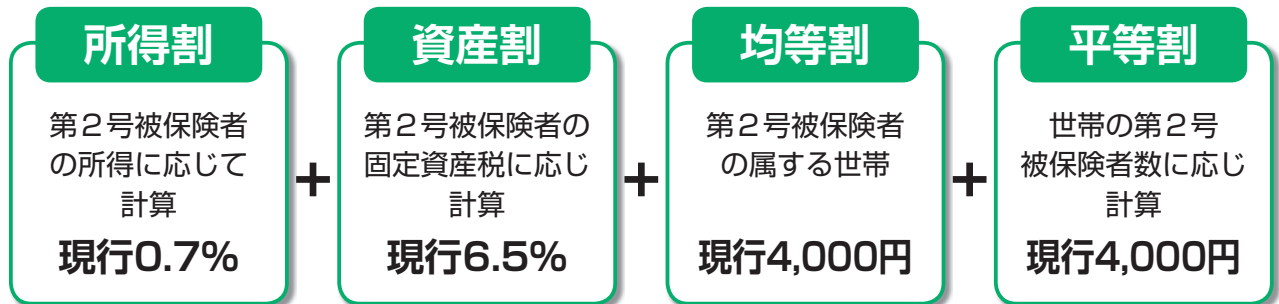
第6期：5,100円 ⇒ 第7期：5,700円

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の介護保険料

☆保険料の決まり方と納め方

国民健康保険加入されている方の介護保険料は、下記の算定方法で世帯ごとに決められます。

医療保険分と介護保険分を合わせて納めていただきます。職場の医療保険に加入されている方は、医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じ算定されます。



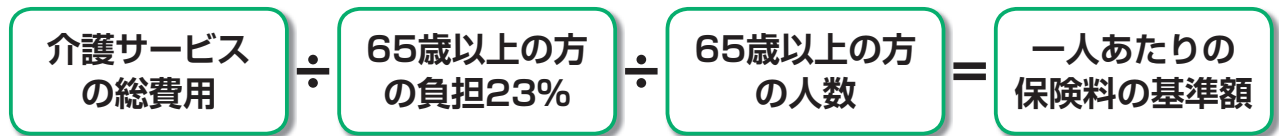
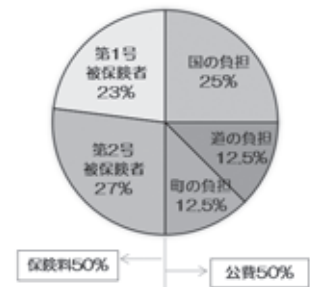
65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

介護保険の財源に占める保険料負担割合は、第1号被保険者23%、第2号被保険者27%となりました。（右表参照）

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直され、介護サービスにかかる費用などから算出した『基準額』をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

高齢・遺族・障害年金などが年額18万円以上の方は、年金から差し引かれます。年度の途中で65歳になったり、所得の変更があった場合は一時的に納付書で納めていただくことになります。

サービス給付費用にかかる負担割合



☆平成30年度～平成32年度の所得段階区分ごとの介護保険料

段階区分	対象者		基準額に対する割合	保険料	
				月額	年額
第1段階	本人非課税 世帯の全員が非課税	○生活保護を受けている者 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.45	2,565円	30,780円
第2段階		○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	基準額×0.75	4,275円	51,300円
第3段階		○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の者	基準額×0.75	4,275円	51,300円
第4段階	世帯に課税 者がいる	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.9	5,125円	61,500円
第5段階		○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の者	基準額	5,700円	68,400円
第6段階	本人課税	○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	6,833円	82,000円
第7段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	基準額×1.3	7,408円	88,900円
第8段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額×1.5	8,550円	102,600円
第9段階		○本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が300万円以上の者	基準額×1.7	9,683円	116,200円